○上尾伊奈資源循環組合営利企業等の従事制限に関する規則

令和５年４月１日規則第１３号

上尾伊奈資源循環組合営利企業等の従事制限に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条第１項の規定に基づき、営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限される地位）

第２条　法第３８条第１項の規定に基づき、職員が任命権者の許可を受けなければならない地位は、同項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1)　顧問

(2)　相談員

(3)　評議員

(4)　参与

(5)　前各号に掲げるものに準ずる地位

（許可の基準）

第３条　任命権者は、職員が法第３８条第１項及び前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて許可することができる。

(1)　職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2)　職員の勤務する機関と密接な関係にあって、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、公務員として妥当でないと認められる場合

（許可の取消し）

第４条　任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の理由により同条の基準に反すると認められる場合は、その許可を取り消さなければならない。

（その他）

第５条　この規則に定める許可に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。